

朝日町では、住宅を新築 又は新築住宅を購入された方に 奨励金が交付されます！

朝日町では、近隣市町にない独自の事業として、平成17年度から平成23年度に新たに固定資産税が課せられる住宅を新築又は新築住宅を購入された方に奨励金が交付されます。是非、この制度をご利用ください。

※『年度』とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間

●対象住宅

居住の用に供するために新築住宅及び購入された新築住宅で、一世帯が独立して生活できる構造を有するもの

●対象面積

居住用として用いられている部分（店舗兼用住宅の場合は、店舗部分は除く）

●奨励条件

・本町の住民であること ・居住地に係る町税（料）を滞納していないこと

●奨励額

住宅に係る固定資産税課税標準額に税率を乗じた額の2分の1に相当する額

●交付期間

平成17年度から平成23年度までの期間中に新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年間

☆今年度対象者

平成19年度から平成21年度に新たに住宅の固定資産税が課せられる事になった方

☆申請期限

平成21年度分の固定資産税を完納後、平成22年3月10日（水）までに、手続きをしてください。

※手続き方法や制度についてのお問い合わせ先 産業振興課（377-5658）



土地区画整理事業計画の**変更**

小向地区丘陵地土地区画整理事業計画の変更を次のとおり縦覧します。

※利害関係者の方は、6月3日（水）までに、三重県知事に意見書を提出することができますので、要領等は産業振興課までお問い合わせください。

日時 5月7日（木）～5月20日（水）午前8：30～午後5：00（土日を除く）

縦覧・お問い合わせ先 産業振興課（377-5658）

有料広告掲載欄

ご慶弔のお座敷、仕出しのお料理承っております

京会席料理

朝明楼

四日市市天カ須賀1丁目8-16

059-365-0637

